

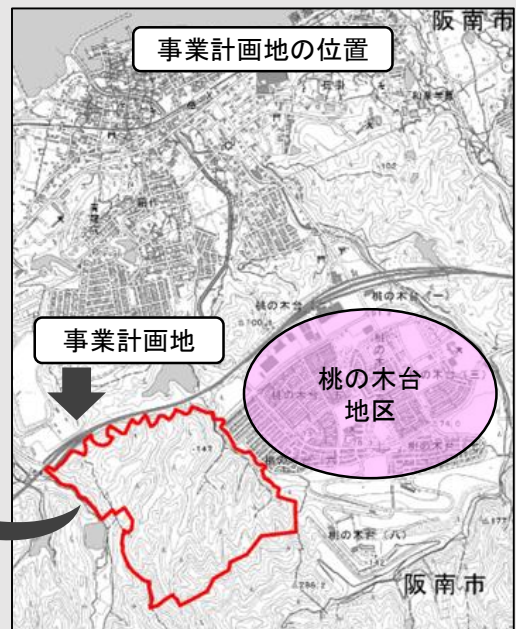
（仮称）阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業にかかる 環境アセスメント手続きと環境影響評価方法書に対する市長意見について

産業集積用地の造成を目的として民間事業者が計画している「（仮称）阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業」については、開発許可など工事着手に必要な手続きの前段階として、大阪府環境影響評価条例による環境アセスメントの手続きが行われていますので、阪南市から現在の状況をお知らせします。

1. 事業の概要

※事業者が大阪府知事に提出した環境影響評価方法書より一部抜粋

事業名称	（仮称）阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業				
事業者	SKハウジング株式会社				
事業場所	阪南市箱作2900番地 他				
事業規模	開発区域面積：約59ha 【主な内訳】産業用地：約21ha 自然緑地：約25ha 造成法面・緑地等：約13ha				
事業目的	産業集積用地の造成				
事業の種類	開発行為その他の土地の形状の変更の事業 工事その他土地の形状の変更に伴って生じる岩石、土及び砂利の処分の事業				
工事工程	約10年（全工程の合算）				
		期間	場所	工事内容	関係車両
	初期	1年	東側	- 区域内の切土による造成工事 - 沈砂池・調整池設置 - 排水施設設置	10tダンプ 12台/日 - 建設機械 約30台
	後期	7.5年	全体	- 土砂搬入による造成工事 - 道路工	10tダンプ 300台/日 - 建設機械 約30台
土砂取扱量	区域内の切土量約96万㎡(A)、盛土量約333万㎡(B) ⇒ 外部からの搬入土量約237万㎡(B-A)				



2. 環境アセスメントについて

当事業は大阪府環境影響評価条例の対象事業であり、開発許可など工事着手に必要な手続きの前段階として、環境アセスメントの手続きが行われています。

(1) 環境アセスメントとは

事業者が、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、あらかじめ環境影響評価を実施するとともに、事業の実施以後に事後調査を行うことにより、環境保全について適切な配慮がなされることを目的とする制度です。事業を規制（許可、命令など）するものではなく、事業者自らが環境影響を事前に調査、予測、評価することを通じ、事業計画を環境保全上、より望ましいものとしていくための手続とされています。

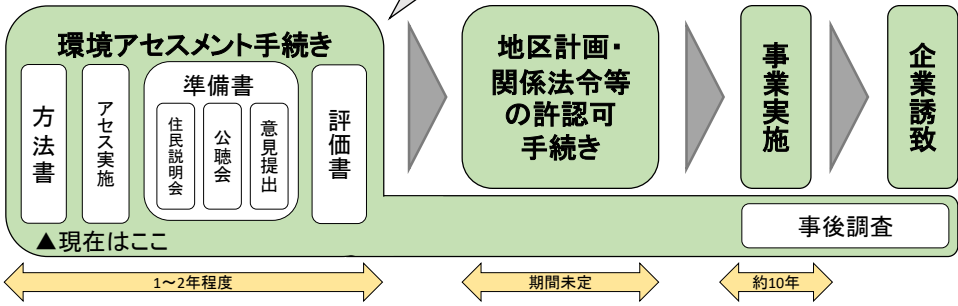
(2) 環境影響評価方法書について

事業者は、環境アセスメントを実施する環境項目や方法を記載した環境影響評価方法書を大阪府知事へ提出（2022/8/31）し、縦覧に付されました。（2022/9/16～10/17）

(3) 方法書に対する住民意見書について

住民から方法書に対し、大阪府知事宛てに333件の意見書が提出されました。（～2022/10/31）
公害の発生、生態系や河川への影響など、様々な視点から意見が提出され、なかでも土砂搬入による水質等の環境への影響や災害発生への懸念に関する意見が多く寄せられました。

3. 今後のスケジュール



詳しくはこちら



大阪府ウェブサイト
「大阪府の環境アセスメント」
本事業についてのページあり



阪南市ウェブサイト
「当事業にかかわる環境アセスメントについて」
市長意見データあり

4. 方法書に対する阪南市長の主な意見について

方法書に対し、地盤工学や生態系などを専門とする複数の学識経験者、住民等、市の関係各課、市議会議員等の意見を踏まえ、環境保全や市民の安全安心確保の見地から市長意見を大阪府知事宛てに提出しました。（2022/12/26）

市長意見の概要	冒頭	- 事業者へ：地域住民等への積極的な説明が必要。特に盛土については、寄せられた意見を真摯に受止め、理解醸成に努め、事業者として責務を果たすことが不可欠。事業に伴う環境影響を最大限低減し、安全性を十分確保できるよう計画全体を点検し、必要な見直しを行うことを求める。 - 大阪府知事へ：住民生活の安全安心が確保されるよう適切な意見を述べられたい。		
	個別事項	- 事業計画8項目22点：異常気象への対策、盛土の安定性、搬入土の品質管理、排水計画、交通渋滞対策、緑化計画、伐採木の有効活用、造成後の脱炭素化 など - 環境要素6項目19点：粉じんの発生、車両・工事による騒音振動、水質への影響、景観、陸海生態系への影響 など - その他2点：準備書への環境影響に関する検討経緯の明記、造成地空洞化抑制 など		
	市関係課・関係機関の意見	8部署1機関からの意見21点：豪雨による土砂災害・水路等への影響、周辺の自然・文化・観光資源へのアクセス、道路の損傷、事業完遂までの担保策、排水・汚水計画の策定、校区の交通安全、区域への侵入対策、住宅地に配慮した感覚公害の評価、情報の積極開示、水道利用計画 など		
ピックアップ	計画全般	「目標クリア型」ではなく「ベスト追求型」の影響評価を行うこと。 - 影響がないと判断する場合には、その理由を詳細に明記すること。 - 事業者ホームページにおいて、積極的に情報開示を行うこと。	豪雨等による影響	- 異常気象に伴う豪雨や、南海トラフ大地震への備えについて、準備書に明記すること。 - 最大降雨量は年々増加傾向にあることから、調整池については、長期的に見て十分に余力をもった容量の確保について検証を行うこと。
	盛土の安定性	- 盛土の安定性については、具体的な施工方法や管理方法、保全措置の内容について十分に検討し、準備書に明記すること。 - 熱海の土砂災害の原因メカニズムを分析し、本事業との違いを準備書に明記し、地域住民等の理解を得ること。 - 事業計画に必要な盛土量、事業計画地域外からの搬入土量について、改めて精査を行うこと。	水質への影響	- 定期的に水質検査を行い、その結果を公表すること。異常値が出た場合の対策について、準備書に明記すること。 - 農作物の耕作にかかる影響、海域水質への影響について調査・予測すること。 - 阪南市いのちの水を守る条例による事業者の責務を果たすこと。
	搬入土の品質管理	専門家や住民を含む第三者のチェックやICT技術を活用した常時のモニタリングなど、継続した確認体制を構築すること。	事業完遂までの担保策	建設発生土の搬入計画や収支計画を可能な限りオープンにするなど、事業を完遂するまでの具体的な担保策を講じること。

※市長意見の一部を抜粋・要約して掲載しています。詳しくは阪南市ウェブサイトをご覧ください。